

平成30年度分の内部通報の概要等

三重県教育委員会

(1) 通報の状況

通報窓口	通報件数	左の通報件数のうち		備考
		受理件数	不受理件数	
総合窓口 (教職員課)	1	1	0	
外部窓口 (外部窓口通報処理者)	0	0	0	
計	1	1	0	

(2) 通報の概要

【受理】

(総合窓口分: 1件)

受付日等	通報の概要	調査結果、是正措置の概要
(受付) 総合窓口 H30.10.6 (調査結果の最終通知) H31.1.28	<p>(1) 県立学校の校長が、自家用車で出張する際、出発地が学校であるにもかかわらず自宅を出発地とし、旅費を過剰に請求受給しているのではないか。</p> <p>(2) 県の旅費制度において、教職員が自家用車で出張を行う際、通勤調整を行う義務があるのか。</p>	<p>(1) 当該校長の平成25年度からの出張を調査したところ、旅費を不正に受給していた出張が17件あり、校長に対して停職6月の懲戒処分を行いました。再発防止のため、県立学校長の出張に対しては、出張前及び出張後に校長以外の職員が確認を行う仕組みをつくりました。</p> <p>(2) パークアンドライドで通勤している場合を除き、自家用車等で通勤する職員が自家用車で出張した場合に、出張距離を調整する規定はありません。</p>